

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 16 号「安芸市保育所設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 17 号「安芸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 19 号「安芸市内原野団地集会所の指定管理者の指定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 21 号「市道の路線認定の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 22 号「町字区域の変更の件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 48 号「教育長選任について同意を求める件」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○小松敏伸副市長 議案第 48 号「教育長選任について同意を求める件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、現在教育長として当市の教育行政の振興

に努められております森田直志氏を、平成27年4月1日より新教育長として選任いたしたく、改正後の同法第4条第1項の規定に基づき、議会に同意をお願いするものでございます。

森田直志氏の経歴につきましては、議案説明1ページから2ページに記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

開会日に議案第5号の提案説明で御説明したとおり、改正後の法律における新教育長の任期が3年ということに鑑み、速やかに法律の趣旨に沿って、4月1日から新教育長へ移行することとしたため、提案するものでございます。

旧制度における教育長としては、2月25日に3月31日をもって教育委員を辞職する願いが提出され、2月27日に教育委員会及び市長の同意を得ております。また、法律の施行は平成27年4月1日でございますが、同法附則第3条の規定により、法律の施行日前に提案するものでございます。

なお、参議院文部科学委員会におきまして、新教育長の任命同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、候補者が所信表明を行うなど、丁寧な手続を行うことの附帯決議がされていることを踏まえまして、この後、森田氏より所信表明をさせていただきたいと存じます。

御審議の上、御同意いただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、提案いたしました案件の説明といたします。

審議の上、適切な御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○尾原進一議長 本件について所信表明の申し出がありますので、これを求めます。
教育長。

○森田直志教育長 所信表明をさせていただきます。

現代は社会や経済のグローバル化が進み、より複雑で変化の激しい時代になり、特に教育分野におきましては将来の社会人としての基礎力を養い、職場や地域社会で活躍できる人材の育成が求められています。そのため、児童・生徒には自立して他者と協調しながらともに生き、その生涯を切り開いていく力を育成していくことが大切です。そういう社会の要請に応えるためにも教員の資質や指導力の向上が求められ、生涯学習社会の実現に向け関係機関や諸団体等との連携した取り組みがさらに重要となっています。

そこで、学校教育の分野では、これまで確かな学力に基づき主体的に判断し問題解決を図る力や他人を思いやる豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など生きる力の育成を基本に据えて取り組んでまいりました。今後におきましても、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育むために、学校、家庭、地域が連携した取り組みを実施し、多様な学校支援の充実を図るなど、よりよい学校教育の実現を目指してまいります。

また、生涯学習の分野では、市民の皆様が生涯を通じて自己を磨き高め、そして社会に貢献していくために、地域社会の力を最大限に生かしながら、行政、各種団体、学校、地域が連携、協力し、家庭教育や学校教育、社会教育など、市民の皆様の学びを支援してまいります。

最後に、今日の情勢や課題を踏まえて策定されました安芸市教育振興基本計画と来年度新たに

策定されます教育に関する大綱の取り組みを推進し、安芸市総合計画に示されています「生涯を通じて心豊かに安心して学べるまちづくりの実現」に向けまして、関係部局や関係機関・団体との連携を図りながら、教育施策の推進に取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○尾原進一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 14 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第 48 号「教育長選任について同意を求める件」を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり同意することに決しました。暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 49 号「安芸市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び議案第 50 号「安芸市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 2 件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 小松文人議員。

○小松文人議会運営委員長 追加議案の提案理由の説明を行います。

まず、議案第 49 号ですが、先ほど可決されました議案第 5 号、第 6 号、第 7 号と同じく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により教育委員会の委員長職が廃止され、委員長と教育長を一本化した代表者として教育長が新たに設置されることになりました。